

都市型産業等に係る事務所等賃借料補助金

新たに事務所等賃借される事業者の方に、
10万円(上限)を最長24か月間交付します。

対象

製造業・都市型産業等を営むため
事務所等を新たに賃借し、5年間
継続して事業を行う事業者の方

補助金額

賃借料
限度額10万円/月
最長24か月

募集期間

平成30年9月3日
から11月30日まで

1. 対象となる事業

- 製造業
- 都市型産業
(情報通信業、自然科学研究所、アニメーション・
コンテンツ・ICT関連産業など)
- 社員6名以上の本社(業種問わず)

2. 補助対象事業者

以下の全ての条件を満たす方

- ①市内で新たに事務所等を賃借する法人、または、
個人
(既に市内の事務所等に入居している方が、事業
拡大のために追加で賃借する場合も対象)
※申請日現在で、すでに賃貸借契約を締結済の方は、
対象外となりますのでご注意ください。

- ②補助対象の事業を、5年以上継続できる方

その他、税の滞納のないこと等の要件がありますので、
市が定める要領を参照ください。

3. 補助の対象となる経費

事務所等の賃借にかかる賃借料。
ただし、以下の経費は対象外。
・共益費、管理費、保証金、敷金、礼金、消費税

4. 補助限度額

賃借料の実支出額の10万円を上限とします。
実支出額が10万円に満たない場合は、実支出額
までを限度とします。
最長24か月間補助金を交付します。

5. 申請に必要な書類

以下の書類を提出いただきます。

- ①都市型産業等に係る賃借料補助金交付申請書
- ②会社概要・事業計画書
- ③入居する事務所等の概要(契約内容・パンフ・
写真など)
- ④入居する事務所等の建築計画概要書
- ⑤国・県・市税の滞納がないことの証明書
- ⑥決算書類(直近3年分)
- ⑦誓約書(非該当条件に該当しない旨)
- ⑧履歴事項全部証明書(法人のみ)
- ⑨その他市長が必要と認める書類

6. 募集期間

9月3日(月)から11月30日(金)まで

7. 補助金の審査について

審査会において、経済活性化・雇用創出・事業継続性などの視点で書類審査等により最大5者を選
定します。

8. 補助金の交付時期

平成31年4月以降の賃借料が補助対象です。
支払いの完了した賃借料について、四半期ごと
(年4回)に、補助金を交付します。

9. その他注意事項

補助対象の事業を、5年以上継続できなかった場
合、交付済の補助金の全額または一部について返
還いただくこととなります。



所沢市 産業経済部 産業振興課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1(市役所別館)

電話: 04-2998-9157(直通) FAX: 04-2998-9162

E-mail: a9157@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市ホームページ

